

[事案 29-83] 死亡保険金支払請求

・平成 29 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったが、当該自殺は支払免責事由に該当しないことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

保険会社は、被保険者が本契約の責任開始日から 3 年以内の自殺により死亡したため、免責事由（支払事由に該当しても保険金が支払われない場合）に該当すると主張するが、被保険者は、精神病などにより、自由な意思決定ができない状態（心神喪失状態）で自殺したので、免責事由には該当しない。よって、平成 28 年 3 月に契約した変額保険にもとづき、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療機関におけるカウンセリング等の治療の事実は確認できず、被保険者が自殺時に心神喪失状態にあったとは認められない。
- (2) 自殺当日またはその直前に、被保険者が心神喪失状態にあったと推測されるような異常行動は見られない。他方で、被保険者は、以前も同様の自殺未遂を図っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、自殺時の状況を把握するため、申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が自殺時に心神喪失状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。